中華人民共和国

独禁法立法及び執行プロジェクト

詳細計画策定調査報告書

平成 24 年 2 月

（2012 年）

独立行政法人国際協力機構

中華人民共和国事務所

中国事
ＪＲ
11-01

目　　次

序文…… 2
写真…… 3
略語一覧…… 4
第一章　調査の概要…… 5
　１．　背景…… 5
　２．　目的…… 5
　３．　調査団構成…… 6
　４．　現地調査日程…… 6
　５．　主要面談者…… 7

第二章　調査結果…… 8
　１．　団長総括…… 8
　２．　現状…… 10
　３．　主な協議結果…… 16

第三章　各分野の課題及び提言…… 19
　１．　事業者集中…… 19
　２．　価格に係る独占的協定、支配的地位の濫用…… 23
　３．　価格以外の独占的協定、支配的地位の濫用…… 24

第四章　プロジェクトの基本計画…… 25

付属資料：詳細計画策定調査協議議事録（和文・中文）…… 27

序　　文

中国では、市場経済化の進展に伴い健全な競争環境の維持・強化が求められるようになり、2008 年 8 月 1 日に初めて独占禁止法が施行されました。同法に基づき国務院独占禁止委員会が設立され、商務部、発展改革委員会及び国家工商行政管理総局の三機関が独占禁止法の執行を担っています。中国の独占禁止法施行の経験は短く、今後、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な中国の独占禁止法制度の整備のため、各執行機関のさらなる規則・ガイドラインの整備・改善及び執行能力の向上が期待されます。

JICA は、公正取引委員会の協力を得て、2004 年から 2009 年まで「経済法・企業法整備プロジェクト」独禁法サブプロジェクトにより、独禁法制定過程での立法機関への協力及び独禁法制定後の執行機関への協力を行いました。右協力の成果をふまえ、2010 年 4 月、中国政府は日本政府に対し独禁法執行機関の更なる能力強化に関する技術協力プロジェクトの要請を提出しました。本要請は 2011 年 9 月に日本政府により採択され、2012 年 1 月にプロジェクト実施に必要な情報の収集および中国側との事業計画の検討を行うための詳細計画策定調査を実施しました。本報告書では、本調査の結果を取りまとめたものです。

中国の健全な競争環境の維持・強化は、中国の消費者や企業はもちろん、中国で活動する外国企業にとっても重要なテーマとなっています。本プロジェクトが、日中の競争当局の関係強化とともに、中国の市場の競争環境の維持・改善に貢献できるよう、着実に実施を進める必要があります。本調査にご協力くださった日中両国の関係者の方々に深く感謝申し上げますとともに、実施段階ではさらに多くの日中両国の政府、学界、経済界などの皆様のご支援を頂けるよう努めてまいります。

平成 24 年 2 月

独立行政法人国際協力機構（JICA）
中華人民共和国事務所長　中川　聞夫

写　　真

商務部独占禁止局との協議
（中央：呉振国商務部独占禁止局副局長）

工業・情報化部、国有資産監督管理委員会、
地方商務庁等との面談

協議議事録署名
（左：呉振国副局長、右：倉科和子団長）

調査団員及び商務部関係者

中国人民大学有識者インタビュー
（左から三番目：呉漢洪経済学院教授、
左から一番目：楊東法学院副教授）

略　語　一　覧

略語	正式名称
JICA	国際協力機構（Japan International Cooperation Agency）
工商総局	国家工商行政管理総局
国務院独禁委	国務院独占禁止委員会
発改委	発展改革委員会

第一章　調査の概要

１．背景

中国では、市場経済化の進展に伴い健全な競争環境の維持・強化が求められるようになり、2008 年 8 月 1 日に初めて独占禁止法が施行された。同法第一条は、「独占行為の予防及び制止をし、市場競争を公平に行い、経済の効率を高め、消費者の利益と社会公平利益を擁護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。」と定めている。同法に基づき国務院独占禁止委員会（以下、「国務院独禁委」）が設立され、また国務院により商務部、発展改革委員会（以下、「発改委」）及び国家工商行政管理総局（以下、「工商総局」）の三機関（以下、執行三機関）が独占禁止法の執行機関と認定された。具体的には、商務部独占禁止司が企業結合規制、発改委価格監督・独占禁止司が価格に係る独占的協定・支配的地位の濫用・行政独占に係る規制、工商総局独占禁止・反不正当競争法執行局が価格以外の独占的協定・支配的地位の濫用・行政独占に係る規制をそれぞれ担当している。国務院独占禁止委員会は執行三機関をはじめとする関連機関 から構成され、商務部が同委員会事務局に位置付けられた。

国務院独占禁止委員会及び執行三機関は、独禁法制定後、各種の行政規則（国務院が制定。「規定」「条例」）、部門規則（執行三機関が制定。「規定」「条例」「弁法」）及びガイドライン（執行三機関が制定。「指南」「指導意見」）を制定してきた。今後、さらなる規則・ガイドラインの制定・更新が見込まれるとともに、執行三機関の運用能力の向上が期待されている。

我が国は 2004 年から 2009 年まで、「経済法・企業法整備プロジェクト」の独禁法サブプロジェクトを通じ、独禁法制定過程での立法機関への協力及び独禁法制定後の執行機関への協力を行い、中国側からも高い評価を得た。

2010 年 4 月、中国政府は日本政府に対し独禁法執行機関の更なる能力強化に関する技術協力プロジェクトの要請を提出したのに対し、2011 年 9 月、日本政府が採択を決定した。右決定に基づき、JICA は、本プロジェクトの実施に必要な情報の収集および中国側との事業計画の検討を行うための詳細計画策定調査を実施することとなった。

２．目的

（１） 中国の独占禁止法の執行に関する課題、中国の執行機関の政策、日本側への協力要望の確認

（２） 本プロジェクト実施の妥当性の確認

（３） 本プロジェクトの実施体制及び事業計画（目標、成果、活動、日中双方の投入、指標など）の検討

３． 調査団構成

	氏名	担当分野	所属先	派遣期間
1	倉科和子	総括/団長	JICA 中国事務所　次長	1/9-1/12
2	深町正徳	企業結合	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課 上席企業結合調査官	1/8-1/13
3	山下博之	競争政策	公正取引委員会事務総局 官房国際課　課長補佐	1/8-1/13
4	竹原成悦	協力計画	JICA 中国事務所　所員	1/9-1/12
5	張苑	協力計画	JICA 中国事務所　所員	1/9-1/12

垣内晋治・在中国日本国大使館一等書記官がオブザーバー参加

４． 現地調査日程

	月日	行程
1	1 月 8 日（日）	10:30　成田発 13:40　北京着 16:00　調査団内協議
2	1 月 9 日（月）	09:00-13:30　商務部との協議 14:00-17:00　調査団内協議
3	1 月 10 日(火)	08:30-12:00　工業・情報化部、国有資産監督管理委員会、地方商務庁等との面談 13:30-22:00　商務部との協議
4	1 月 11 日(水)	09:00-12:00　調査団内協議 14:00-16:30　商務部との協議 16:30-17:00　協議議事録署名式
5	1 月 12 日(木)	10:00-11:00　日本大使館報告 12:00-15:30　人民大学有識者インタビュー
6	1 月 13 日(金)	08:55　北京発 13:05　成田着

（成田・北京往復は公正取引委員会団員のみ）

５． 主要面談者

（１） 中国側関係者

ア、商務部

呉　振国	独占禁止局　副局長
朱　忠良	独占禁止局競争政策処　調研員
孫　淼	独占禁止局競争政策処　副調研員
王　李楽	独占禁止局競争政策処　係員
崔　書鋒	独占禁止局法律処　副処長
馬　俐	青海省商務庁輸出入公平貿易処　処長
張　静	江西省商務庁政策法規処　処長

イ、独禁委員会構成機関関係者

張　陸軍	国務院国有資産監督管理委員会政策法規局　処長
周　芸燕	国務院国有資産監督管理委員会政策法規局　係員
樊　曄	工業・情報化部

ウ、人民大学関係者

韓　大元	中国人民大学法学院　院長
呉　漢洪	中国人民大学経済学院教授、産業経済・競争政策研究センター主任
楊　東	中国人民大学法学院副教授、競争法研究所副所長

（２） 日本側関係者

岩本　桂一	在中国日本国大使館　経済部参事官
垣内　晋治	在中国日本国大使館　一等書記官

第二章　調査結果

１．団長総括

今回の調査は、調査開始直前に、部内の全国会議が同時期に開催されるため調査日程を圧縮してほしいとの依頼が商務部からあり、当初 5 日間の日程を実質 2 日間で行うこととなった。商務部のこの対応は、日中の信頼関係に影響を及ぼすものであり、今後プロジェクト実施の段階でも大きな不安要素になりえるところ、調査中に商務部独占禁止局競争政策処処長に対し、今回の急な日程変更は非常に遺憾であること、今後プロジェクト実施に当たってはこのような事は二度と起こってはならない旨申し入れ、先方からは謝罪とともに、今後は年度当初に年間計画を立てていくので二度とこのような事は起こさない、安心してほしいとの回答を得た。

調査日程は変更されたものの、協議を集中的に行ったことで、基本的には予定どおり、おおよそ対処方針どおりの内容でミニッツを締結した。特記事項は以下のとおり。

プロジェクトの中国側カウンターパート、窓口は商務部であるという点に関連して、商務部からは、次年度計画協議に加え、訪日研修、研究会などの各活動に関する事前協議についても、分野にかかわらず商務部が他参与機関との調整を行った上で、商務部単独で JICA と行うこととしたいという主張がなされた。一方、事前協議後の詳細内容の打ち合わせは、発展改革委員会、工商総局等参与機関と JICA が独自に行うことは問題ないことが確認できた。先方のいう事前協議は基本的には実施時期とおおよそのテーマ設定程度であり、詳細内容については直接の協議が可能であることから大きな問題はないと判断し、上記内容で合意した。ただし、プロジェクト運営にあたっては、商務部以外の機関のニーズ確認に注意が必要である。

訪日研修に関し、商務部は商務部のコース、発改委及び工商総局のコース、というような分け方は考えておらず、すべての研修について、参与機関の関係者、また、場合によっては人民法院、全人代等関連機関の関係者が参加することを想定していた。当方からは、参加者がばらつくとニーズを満たすことが難しくなること、幅広く浅い内容の研修を繰り返すことはその実施効果に疑問があることを伝え、初年度の局長級の研修を除き、研修の重点テーマを「事業者集中」「独占的協定・市場支配的地位の濫用」の 2 つに分け、2013 年度、2014 年度にそれぞれのテーマの研修を 1 回ずつ行うことを提案し了解を得た。また併せ、どのコースについても様々な機関の参加者から構成される可能性が高いものの、テーマにあった人材の選出を行うことを依頼した。このほか、特に人数配分については商務部にかたよることも心配されるため、テーマと人数配分については事前に JICA と相談し決定することを申し入れ、先方は快諾した。

経費負担については交渉を重ねたものの、中国側の制度上の都合により訪日研修及び外国人専門家派遣にかかる費用負担は非常に難しいということであったため、前プロジェクトでも中国側が負担していた中国国内で実施する研究会等の経費の他、テーマ研究

にかかる費用（全体研究数の 2/3 を中国側が負担するイメージ）も中国側が負担することで合意した。

本調査期間中に、公正取引委員会から南部審議官が中国を訪問され、日中独占禁止法当局間の協力協定の締結について話し合いがなされ、情報交換窓口が決定された。本プロジェクト終了後当該分野の協力は当局間協力として行われることになることが想定されるが、これに向け、プロジェクトが当局間の協力と交流のプラットフォームとしての役割を果たし、プロジェクト活動が双方の信頼関係の促進に役立つことが期待される。

２．現状

（１） 審査、調査の状況

ア．事業者集中（商務部）

商務部の説明によれば、2008 年独禁法施行から 2011 年 12 月末までの審査完了件数 382 件の審査結果の内訳は、無条件許可が 371 件（97%）、禁止 1 件、条件付許可 10 件であった。2011 年は、届出受理件数 203 件（前年同期比 40%以上増）で、うち 185 件を立件した（同 50%以上増）。審査完了件数 160 件（同 40%以上増）の審査結果の内訳は、無条件許可 151 件、禁止 0 件、条件付許可 4 件、立件後取下げ 5 件であった。届出件数は、2008 年約 20 件が、2010 年に 100 件を超え、さらに 2011 年に 200 件を超えた。200 件のうち詳細審査に進むのは 140 件と多く、審査官 1 人あたりの件数は年 7-8 件を超え、件数の多い審査官は 10 件以上担当しているとのことであった。他方で商務部は、米国に比べると中国の届出件数は未だ少なく、企業に独禁法に関する認識が広まることで、さらに届出件数が増えるのではないかとの見通しを持っていた。商務部としては、審査の透明性と効率性の改善を重要な課題として認識していた。

審査段階では、意見募集、座談会、公聴会、実地調査、委託調査、面談などを通じ、工業情報化部など当該企業を所管する産業省庁、国有資産監督管理委員会のような中央国有企業を所管する省庁などから企業・業界情報や審査に対する参考意見を得ている。工業情報化部及び国有資産監督管理委員会の面談者によれば、2011 年の届出件数約 200 件のうち、商務部から工業情報化部への照会が 110 件、国有資産監督管理委員会への照会が 10 数件とのこと。複雑な案件では大学等の外部の専門家にも専門的見地から意見を得ているようだ。関係省庁や専門家の意見は商務部の参考に過ぎないが、工業情報化部面談者は、中国は地域により状況が異なるため独占禁止と産業とのバランスをとっており、商務部は産業主管部門の意見を尊重していると述べていた。

審査は商務部が行うが、一部の個別案件の調査は商務部から地方商務庁（公正取引処など）に委託することがある。本調査で面談した江西省商務庁の場合、2011 年に 2 件、2008 年以来延べ 5 件の調査経験があるとのこと。他方青海省商務庁は、2009 年の 1 件のみ（肥料企業の合併）。商務部によれば、中央政府の人員数は厳しく管理されているため、商務部の大幅な人員増は難しく、地方人材を育成し、将来的に地方に一部の審査権限を授権する可能性があるらしい。ただし行政法制上、中央政府の業務を地方政府に移譲した場合の責任は中央が負うため、権限授権をしたとしても、簡易審査程度との見解であった。また商務部より、問題解消措置の執行状況のフォローアップを地方商務庁に任せたいとのコメントもあった。

イ． 価格にかかる独占的合意、市場支配的地位の濫用（発改委）

2011 年 11 月、発改委は中国電信と中国聯通のブロードバンドアクセス分野の独占行為の疑いで調査を開始した。また同月には、高血圧治療薬の原料価格をコントロールし

たとして山東省の製薬企業 2 社に制裁金 700 万元以上を課した。商務部より、国際的に見て中国の価格カルテルは多いと考えられるため、今後発改委の業務は増えるだろうとの説明があった。なお発改委は地方に調査権限を授権済みで、2011 年までに省レベルの価格監督部門に独禁業務の専門担当部門を設置予定。

（２）独禁法執行体制

ア．国務院独禁委

国務院独禁委は、独占禁止法第 9 条に基づき、競争政策の検討と策定、市場全体の競争状況の調査と評価、ガイドラインの制定、独禁法執行業務の調整などを行う。商務部、発改委、工商総局の部長級、工業・情報化部、監察部、財政部、交通運輸部、国有資産監督管理委員会、知識産権局、国務院法制弁公室、銀行監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会、電力監督管理委員会の副部長級がメンバー。年１回の会議に加え、テーマごとの会議開催も可能とされている。

国務院独禁委は、執行三機関の職責を超え三機関の関連性、共通性がある分野の規則・ガイドラインを制定するが、各執行機関の職責の範囲の分野の規則・ガイドラインは各機関により制定される。国務院独禁委は、2009 年に「関連市場の画定に関する指針」を制定したが、商務部の説明によれば、当面は国務院独禁委による新たなガイドライン制定の計画はない。なお国務院独禁委は現在、市場全体の競争状況の調査報告書を作成している。

国務院独禁委の事務局機能は商務部が担っており、2011 年 9 月に商務部独禁局内に委員会協調処が設立された。市場全体の競争状況の評価報告、横断的な競争政策及びガイドラインの起草、関連部門の独禁業務状況の経験共有、外国の独禁業務の動向の把握、各業界の市場集中状況のデータベース構築、独禁委会議運営、独禁委専門家グループとの連絡事務などを行う。

また 2011 年 12 月末には、国務院独禁委専門家グループが発足。法律、経済学、産業経済分野などの研究者、行政経験者 21 名から成る。本調査で面談した呉漢洪委員（人民大学経済学部教授）によれば、同グループは今後、重要な規則・ガイドラインや個別案件について助言する役割を担う予定とのこと。

イ．商務部独禁局

1 室 6 処体制、計 35 人（うち審査官は 30 人）。商務部の説明によれば、原則として、独禁局職員の商務部内の別部署への人事異動はない。本プロジェクト窓口の競争政策処は、立法、国際交流、政策研究を担当。個別案件の事前相談及び立件は商談処が、個別案件の審査は法律処（法律的観点）及び経済処（経済学的観点）がそれぞれ担当する。

表１　商務部各処の担当業務

事務室	・人事、文書管理、広報等
競争政策処 （4 人）	・規則・ガイドライン・内部規定の制定 ・二国間・多国間協力、国際的な競争規則の協議 ・国内外の独禁法立法及び競争政策の研究 ・案件審査に対する業界情報の提供
商談処	・事業者集中の届出前相談 ・相談、立件に関する調査研究
法律処	・法律的観点から案件審査に参加
経済処	・経済学的観点から案件審査に参加
監察法執行処	・立案・審査・採決の各段階で独立した意見を提出（内部モニタリング） ・条件付承認の執行の監督 ・事業者集中に関する通報の受理
委員会協調処 （5 人）	・市場全体の競争状況の評価報告 ・関連の競争政策、ガイドラインの起草 ・関連部門の独禁業務状況の経験共有 ・外国の独禁業務の動向の把握 ・各業界の市場集中状況のデータベース構築 ・国務院独禁委員会の会議運営 ・同委専門家グループとの連絡事務

（出典：商務部説明より作成）

地方商務庁の体制について、本調査で面談した江西省商務庁政策法規処の場合、同処の人員は計 3 人で、うち 1 人が知的財産権分野と兼務する形で独禁業務に従事しているとの説明があった。また青海省商務庁公平貿易処は、他業務と兼務で 5 人が独禁業務に従事している。

ウ．発改委価格監督検査・独占禁止司（発改委独禁司）

発改委独禁司には、総合処、法制業務処、監督指導処、価格検査処、料金徴収検査処、市場価格監督管理処、価格独占禁止調査一処、価格独占禁止調査処、競争政策・国際協力処がある。各処及び地方発改委の体制については詳細情報を得られなかった。

エ．工商総局独占禁止・不正当競争禁止執行局（工商総局独禁局）

工商総局独禁局には、総合処、独占禁止執行処、独占禁止法律指導処、不正競争防止処、案件督査協調処がある。各処及び地方工商局の体制については詳細情報を得られなかった。

（３）規則・ガイドラインの制定状況

各機関による独占禁止分野の規則・ガイドライン等の制定状況は、以下のとおり。

ア．国務院、国務院独禁委

法令名	制定機関	公布	施行
国務院独占禁止委員会主要職責及び構成人員に関する通知	国務院弁公室	08/07/28	08/07/28
事業者集中の届出基準に関する規定	国務院	08/08/03	08/08/03
関連市場の画定に関する指針	国務院独禁委	09/05/24	09/05/24

イ．商務部（事業者集中）

法令名	制定機関	公布	施行
事業者集中の届出に関する指導意見	商務部独禁局	09/01/05	09/01/05
事業者集中届出文書書類に関する指導意見	商務部独禁局	09/01/05	09/01/05
事業者集中審査弁法	商務部	09/11/21	10/01/01
事業者集中届出弁法	商務部	09/11/21	10/01/01
事業者集中届出規則及び事業者集中審査規則の読解について	商務部独禁局	10/01/15	
事業者集中における資産又は業務の分離の実施に関する暫定規定	商務部	10/07/05	10/07/05
事業者集中競争影響評価に関する暫定規定	商務部	11/08/29	11/09/01
法に基づき届出がなされなかった事業者集中の調査及び取扱に関する暫定弁法	商務部	11/12/30	12/02/01

（金融業）

金融業における事業者集中届出に係る売上額に係る計算方法	商務部、人民銀行、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会	09/07/15	09/08/15

ウ．発改委（価格に関する独占協定、市場支配的地位の濫用、行政独占）

法令名	制定機関	公布	施行
価格行政執行を強化し価格独占を制止するための通知	発改委価検局	08/03/18	
反価格独占規定	発改委	10/12/29	11/02/01
反価格独占行政執行手続規定	発改委	10/12/29	11/02/01

エ．工商総局（価格以外の独占協定、市場支配的地位の濫用、行政独占）

法令名	制定機関	公布	施行
工商行政管理機関の行政権力の濫用による競争の排除又は制限行為の制止手続に関する規定	工商総局	09/05/26	09/07/01
工商行政管理機関の独占協定、市場支配的地位濫用事件の取締手続に関する規定	工商総局	09/05/26	09/07/01

工商行政管理機関による独占協定行為の禁止に関する規定	工商総局	10/12/31	11/02/01
工商行政管理機関による市場の支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定	工商総局	10/12/31	11/02/01
工商行政管理機関による行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の制止に関する規定	工商総局	10/12/31	11/02/01

オ．関連法令

法令名	制定機関	公布	施行
不正競争防止法	全国人大	93/09/02	93/12/01
価格法	全国人大	97/12/29	98/05/01
外国投資者の国内企業買収に関する規定	商務部、国有資産監督管理委員会、国家税務総局、証券監督管理委員会、国家外貨管理局	06/08/08	06/09/08
外国投資者による国内企業の買収に対する安全審査制度の構築に関する国務院弁公庁通知	国務院弁公庁	11/02/03	11/03/05
外国投資者国内企業買収安全審査制度実施関連事項暫定規定	国務院	11/03/04	
外国投資者国内企業買収安全審査制度実施ガイドライン	商務部	11/04/20	

カ．最高人民法院（司法解釈）

名称	公布
独占禁止民事紛争事案の審理における法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院規則（意見募集稿）	11/04/25
「中華人民共和国独占禁止法」の真摯な学習及び徹底を行うための最高人民法院通知	08/07/28

（４）人材育成の現状

商務部は、独禁法施行以来 3 年で 13 回の研修を行い、商務部、地方商務庁、業界団体などから延べ 1000 人以上が参加した。商務部は今後も 50-80 人規模の研修を年 4 回開催予定である。その他、独禁法のポスターやパンフレットを地方商務庁に配布したり、大規模国有企業の独占禁止の意識向上、コンプライアンス改善のための研修を実施したりしている。商務部は、地方商務庁職員を政府・企業向けの研修の講師として育成する考えを持っており、2011 年 5-6 月には地方商務庁職員 25 人を 21 日間の訪米研修に参加させた。

発改委は、今後 3 年間に 50%の省レベルの独禁執行担当者に経済・法律の知識、案件調査手法、分析方法などに関する研修を実施するとともに、独禁人材バンクを整備予定である。

2009 年、商務部、発改委、工商総局、EU 競争総局は、共同で競争政策宣伝週間を実施し、執行官向けの研修を行った。

執行三機関以外にも、国有資産監督管理委員会が中央国有企業に対し、同委員会地方部門が地方国有企業に対し、独禁法に関する知識を普及する研修を実施している。

（５）他国の競争当局間の協力状況

執行三機関は、欧米、ロシア、韓国などの競争当局との執行協力関係を強化している。現在の協力状況は以下のとおり。

ア．執行三機関

商務部、発改委、工商総局は、2011 年 7 月、米国の司法省及び連邦取引委員会と「独占禁止とトラスト禁止協力に関する覚書」を締結した。

イ．商務部

商務部は、2004 年に EU 競争総局と「中欧競争政策対話枠組協定」を締結し、年 1 回、中欧競争政策対話を開催している。2011 年 7 月に第 7 回対話を実施した。なお同覚書は中国独禁法制定以前に締結されたため、現在内容の見直しが行われている。また米国との間では、2011 年 11 月、上述の「独占禁止とトラスト禁止協力に関する覚書」の枠組みの下で、米国司法省及び連邦取引委員会と「事業者集中案件協力に関するガイダンス」を策定し、双方の事業者集中審査の協力を強化している。さらに 2012 年中に韓国、英国、ロシアとの競争当局との協力関係を構築する予定

イ．発改委

発改委は、2011 年 1 月に英国公正取引庁との協力覚書を締結した。

ウ．工商総局

工商総局は、2011 年 9 月に北京で第二回 BRICs 諸国国際競争大会を開催した。またロシア独占禁止局と、不当競争禁止と独占禁止分野の協力交流協定の実施に関する覚書（2012-2013 年度）を締結した。

４．主な協議結果

（１）協力対象

事業計画案は、第四章プロジェクト基本計画及び付属資料（協議議事録）のとおり。

本プロジェクトの対象分野は、商務部が担当する「事業者集中」に加え、発改委及び工商総局が担当する「独占的協定、市場支配的地位の濫用」を含むことで合意した。

商務部の説明によれば、今後各機関が制定予定の規則・ガイドライン類は以下のとおり。具体的な協力対象の規則・ガイドラインは、中国側の制定準備状況もふまえつつ、各活動の準備段階において日中間で協議する。

＜事業者集中分野（商務部）＞

- 事業者集中の問題解消措置に関する規定
- 事業者集中の相談、届出、立案の指導意見
- 事業者集中の簡易プロセスに関する内部規定
- 合弁企業の審査に関する内部規定
- 事業者集中に参加する事業者の画定に関する内部規定（複数社合同で企業を新設する場合の支配権の考え方）
- 事業者集中の売上高計算方法に関する内部規定
- 事業者集中の相談、届出、立案の内部規定
- 事業者集中の概念に関する内部規定
- 事業者集中の審査結果の公開に関する内部規定
- 事業者集中の問題解消措置案件の執行に関する作業規則
- 法に基づいて事業者集中の届出を行なっていない場合の調査処理作業規則
- 監督受託人合意文書

＜価格に係る独占的協定、支配的地位の濫用分野（発改委）＞

- 独占的協定、市場支配的地位の濫用に関する調査技術のための立法
- 独占的協定、市場支配的地位の濫用に関する救済措置のための立法

＜価格以外の独占的協定、支配的地位の濫用分野（工商総局）＞

- 知的財産権の濫用による独占を防止するための関連規則

協力対象機関は、執行三機関を中心とし、国務院独禁委構成機関も含める。商務部としては、執行三機関の中央部門に加え、企業に対する普及・啓蒙活動を担う地方部門、また独禁法及び競争政策に関する知識・意識の普及の観点から国務院独禁委構成機関、についても重視している。

（２）実施体制

プロジェクト・ディレクターは独禁局副局長（呉振国、Mr. Wu Zhen Guo）。プロジェクト・マネージャーは競争政策処処長（孫淼、Mr. Sun Miao）が担当する。

個々の活動の準備にあたっては、商務部がテーマや参加者配分等の中国側内部調整を

行ったうえで、JICA と商務部が活動計画協議を行う。発改委、工商総局の所管分野の活動については、活動計画協議後、JICA が発改委、工商総局と打合せを行い、具体的な内容を検討する。

（３）訪日研修、研究会

本プロジェクトでは、毎年度 1-2 回特定のテーマに関する訪日研修及び中国での研究会を行う。

中国での研究会の講師として、日本側は短期専門家を派遣する。

商務部の要望を受け、日中の独禁法立法執行制度全般をテーマとして、2012 年 5 月に中国での第 1 回研究会、2012 年 6 月に第 1 回訪日研修を実施する方向で調整する。

訪日研修について、商務部は当初、執行三機関の職員は全ての分野を理解すべきとの考えから、各回について「事業者集中」「独占的協定、市場支配的地位の濫用」の両テーマを扱うイメージであったが、調査団より、研修の実施効果の観点から１回につき「事業者集中」「独占的協定、市場支配的地位の濫用」のいずれかのテーマに集中し、人選を行うよう申し入れた。この結果、2013 年度、2014 年度は、「事業者集中」「独占的協定、市場支配的地位の濫用」の二分野について、訪日研修及び研究会を年度各一回行うことで合意した。

表 2　訪日研修、研究会の活動スケジュール案

		独禁法立法執行全般		事業者集中		独占的協定、市場支配的地位の濫用	
		訪日研修	中国での研究会	訪日研修	中国での研究会	訪日研修	中国での研究会
2012年度	Q1	訪日研修（局長級）	研究会				
	Q2						
	Q3						
	Q4				研究会		
2013年度	Q1			訪日			
	Q2						研究会（局長級）
	Q3					訪日	
	Q4				研究会		
2014年度	Q1					訪日	
	Q2						研究会
	Q3			訪日研修（局長級）			
	Q4				研究会		

（出典：調査団作成）

（４）テーマ研究

本プロジェクトでは、日中双方が関心を持つテーマに関する研究を行う。研究方法は研究機関に対する委託方式を考えている。研究結果をもとに、訪日研修または中国での研究会の際に、日中の競争当局関係者が議論・分析を行うことを想定している。商務部が現段階で関心を示したテーマは以下のとおり。

- 競争政策と関連政策の間の関係。具体的には産業政策、貿易政策、外資政策等。
- 競争法執行機関と産業監督部門の間の関係。独禁法執行部門による両者の関係の調整のあり方。

今後、日中双方が関心テーマを提案し、2012 年度下半期の開始を検討する。商務部は、経済法・企業法プロジェクトの成果として、立法、執行官育成、日中競争当局間関係の強化に加え、日中学界間の交流促進を強調しており、本プロジェクトにおいても、訪日研修、研究会はもちろん、テーマ研究にも日中の研究者の協力の意義は大きいと思われる。

なお研究テーマに関し、上述の呉漢洪・人民大学経済学院教授より、①ネット産業と競争政策、②垂直的企業結合、③産業政策と競争政策の関係、④知財における独禁問題、⑤貿易政策と競争政策の関係、が重要との助言を頂いた。また楊東・人民大学法学院副教授からも、①問題解消措置の執行、②イノベーションと競争政策、③独禁法執行機関と産業所管機関の間、執行三機関間（特に発改委と工商総局）の調整、④関連市場画定（特にネット市場）、⑤人材育成、が重要との助言を得た。

（５）費用分担

経済法・企業法プロジェクトに比べ、テーマ研究費用の一部負担の点で中国側負担を増やすことに合意し、以下のとおりとする。

	日本側	中国側
訪日研修（計 5 回）	中国国内費用以外	中国国内費用
中国での研究会（計 6 回）	JICA 専門家派遣費用	開催費、中国側参加者旅費
テーマ研究	一部の研究の委託費用	一部の研究の委託費用
公開セミナー、国際シンポ	JICA 専門家派遣費用	開催費、中国側参加者旅費

第三章　各分野の課題及び提言

１．事業者集中

中国独占禁止法に基づく事業者集中規制は、商務部が担当している。これまでの事業者集中規制に関する運用状況や今回の調査結果を踏まえると、審査の効率性や透明性を改善させていくことが今後の重要な課題であると考えられる。

審査の効率性の改善のためには、「規則・ガイドライン等の整備（内部規定を含む）」及び「執行体制の整備」が必要であり、審査の透明性の改善のためには、「規則・ガイドライン等の整備（それらの外部への公表）」及び「事案の公表の充実」が必要である。

以下では、①規則・ガイドライン等の整備、②執行体制の整備、③事案の公表の充実の三つに分けて、現状及び課題並びに本プロジェクトによる貢献可能性について簡単に整理する。

（１）規則・ガイドライン等の整備

ア．審査手続に係る規則・ガイドライン等の整備状況

中国独占禁止法に基づく事業者集中規制は、日本を含む他国・地域の競争法と同様、一定の要件を満たす事業者集中について執行当局（商務部）が事前に届出を受け、当該届出事案について審査を行うスキームとなっている。このため、届出に関する具体的な手続規定が定まらない限り、届出が行われず審査が行われないことから、独占禁止法施行直後（2008 年 8 月 3 日）に既に、具体的な届出基準を定めた「事業者集中の届出基準に関する規定」が国務院から公布・施行されているほか、届出の手続等を定めた各種指導意見等が定められている。

また、これら手続規定に基づき、独占禁止法施行直後から実際に届出が行われているところ、届け出られた事業者集中事案については、他国・地域の競争法と同様、一定の期間内に当該事業者集中を承認するか、禁止するか、条件付きで承認するかを判断しなければならない。このため、執行当局（商務部）が事案の処理を放置することは許されず、独占禁止法施行直後の段階から審査が行われてきている。また、審査案件を積み重ねる中で、審査における手続を定めた「事業者集中審査弁法」や「事業者集中における資産又は業務の分離の実施に関する暫定規定」等が制定されている。

このように、事業者集中規制の分野では、届出や審査に関する手続規定が整備されてきており、当該手続規定に基づき多くの事案が処理されている。

イ．審査基準に係る規則・ガイドライン等の整備状況

日本を含む他国・地域の競争法と同様、中国独占禁止法における事業者集中規制に係る法律上の規定は抽象的であることから、事業者集中を計画する事業者にとっての予見可能性を高めるとともに、執行当局が恣意的な法運用を行っていない点を自ら明らかにする観点からも、審査における分析のポイントや考え方を取りまとめたガイドラインを

作成・公表し、審査基準を明確化することが重要である。

この点、事業者集中審査の重要なプロセスの一つである市場画定については、2009年5月24日に「関連市場の画定に関する指針」が国務院独占禁止委員会から公布・施行されており、日本や欧米のガイドラインと比較して遜色がないと思われる基準が定められている。

他方、事業者集中による競争制限効果の判断基準については、2011年9月5日に商務部が「事業者集中競争影響評価に関する暫定規定」を公布・施行しているところ、同規定は、事業者集中が競争を排除又は制限するおそれがあるかどうかの判断に当たっての考慮要素を列挙したものとなっており、日本の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（企業結合ガイドライン）や欧米の水平合併ガイドラインに相当するものと考えられるが、日本や欧米のガイドラインほど詳細な記述ぶりとはなっていない。

また、日本や欧米のガイドラインには、シェアや集中度の数値を用いて、この数値以下であれば審査するまでもなく競争法上問題とならないという基準（いわゆるセーフハーバー基準）が存在するが、「事業者集中競争影響評価に関する暫定規定」等ではセーフハーバー基準は定められていない。

ウ．今後の課題及び本プロジェクトによる貢献可能性

上記ア．のとおり、審査手続に係る規則・ガイドライン等は着実に整備されてきていると考えられる一方、上記イ．のとおり、競争制限効果の判断基準を示す規則・ガイドライン等は必ずしも十分なものではなく、今後、「事業者集中競争影響評価に関する暫定規定」の内容を更に充実させたガイドライン等を制定することが、事業者集中規制の透明性の確保の観点から重要な課題となると考えられる。したがって、本プロジェクトでは、日本の企業結合ガイドラインの内容を解説するとともに、詳細なガイドライン制定の必要性・重要性について説明していく必要があると考えられる。

また、事業者集中を計画している事業者にとっての予見可能性を高める観点から、セーフハーバー基準を設定することが課題となると考えられる。セーフハーバー基準の設定は、商務部職員の負担軽減（後述）の観点からも重要であると考えられる。ただし、日本や欧米と同レベルのセーフハーバー基準を導入すると、おそらく、企業結合で問題解消措置が付された第一号事件であるインベブによるアンハイザーブッシュの買収事案などはセーフハーバーに該当するような事案であった可能性があり、それ以外の問題解消措置付きの事案でも規制するのが難しくなる可能性がある。このため商務部が一定の裁量を確保したいと考える場合には、日米欧レベルのセーフハーバー基準の導入には抵抗があると思われる。セーフハーバー基準をどのレベルに設定するかについて、公正取引委員会において平成19年の企業結合ガイドラインの改正の際に詳細な検討を行っていることから、本プロジェクトで日本の経験を紹介することは、商務部にとって有益なものとなると考えられる。

（２）執行体制の整備

ア．現状

中国商務部で実際に個別事案の審査を担当している職員は、諸外国の事例やガイドラインの内容等をよく研究しており、その知識レベルは非常に高いと思われる。他方、商務部の職員一人当たりの業務負担は非常に大きいと言われており、独禁法の認知が進むと更に届出件数が増加し、職員一人当たりの負担が増加すると見込まれる。

産業所管官庁との関係について、中国独占禁止法第 27 条(5)では、事業者集中審査において「事業者の集中が国民経済発展に対して与える影響」を考慮しなければならないとされており、法律上産業政策的観点も考慮するスキームとなっているようにみえる。

イ．今後の課題及び本プロジェクトによる貢献可能性

商務部の職員一人当たりの負担が非常に大きいという問題の一つの要因として、セーフハーバー基準が存在しないことが挙げられる。審査の透明性の確保の観点からセーフハーバー基準を導入する必要性については、上記（１）ウ．のとおりであるが、セーフハーバー基準の導入により詳細に審査するまでもなく独占禁止法上問題ないとして処理する事案が増加し、商務部職員の業務負担が軽減されると見込まれることから、執行体制に余裕を持たせるためにもセーフハーバーの導入は特に重要であると考えられる。

また、商務部の職員の負担軽減のために、発展改革委員会や国家工商行政管理総局のように、地方の組織に審査権限を委任するという選択肢も考えられる。公正取引委員会では、地方事務所でも企業結合の届出を受け付け、実際に審査も行っていることから、日本の実績・経験等について商務部に紹介することは有意義であると考えられる。

産業所管官庁との関係について、競争法の執行に当たり産業政策的判断が介入する余地を認めることは、国際的なスタンダードによれば望ましくないことと考えられており、訪日研修や研究会等において競争当局の独立性の重要性等についてきちんと説明する必要があると思われる。

（３）事案の公表

ア．現状

中国独占禁止法第 30 条において、商務部は、「事業者の集中を禁止する決定又は事業者の集中に制限的条件を加える決定を社会に対してすみやかに公布しなければならない」とされている。この規定に基づき、これまでの法執行において禁止された事業者集中事案 1 件及び条件付きで承認された事案 10 件の審査結果が公表されている。独占禁止法執行開始当初のものと比べ、公表内容は徐々に拡充されてきているが、未だ不十分であると考えられる。また、無条件で承認された事案の審査結果については、一切公表されていない。

イ．今後の課題及び本プロジェクトによる貢献可能性

審査結果の詳細な公表は、審査基準（企業結合ガイドライン）の明示とともに、審査の透明性の確保にとって重要な手段である。

商務部は、中国独占禁止法により公表が義務付けられている禁止事案と条件付き承認事案について、審査結果を公表しているが、日米欧の公表事例と比較すると、当該事業者集中により具体的にどのような競争上の弊害が生じるおそれがあり、問題解消措置により当該弊害がどのようなメカニズムにより是正されるのか等についての説明は未だ不十分であり、公表内容の一層の充実を図っていく必要があると考えられる。

また、法により公表が義務付けられていない事案（無条件で承認した事案）の審査結果については、一切公表されていないが、この点について、無条件で承認した事案の審査結果すべてを公表する必要はないと考えられるものの、詳細な検討を行った上で問題ないと判断した事案などについては、透明性の確保の観点から公表することも検討に値するのではないかと考えられる。

公正取引委員会でも、禁止した事案や条件付きで承認した事案については詳細な審査結果を公表するとともに、無条件で承認した事案の一部についても、事例集という形で毎年１回公表しており、本プロジェクトにおいてそのような日本の実務について紹介することは意味のあることと考えられる。

２．価格に係る独占的協定、支配的地位の濫用

価格に係る独占的協定及び支配的地位の濫用（以下「価格独占規制」という。）については、発改委が担当している。

発改委の法令整備は「価格行政執行を強化し価格独占を制止するための通知」以降、特段目立った動きはなかったが、2010 年 12 月、「反価格独占規定」及び「反価格独占行政執行手続規定」が制定され、これにより、独占禁止法を施行するにあたっての実体面及び手続面での規定整備は一応完了したと考えられる。

法執行面においては、近年中国において社会問題化しているインフレに対する抑制対策の一環として、発改委は独占禁止法の執行にも力を入れており、2011 年 3 月 5 日に発改委から公表された「2010 年度国民経済・社会発展計画の執行状況と 2011 年度国民経済・社会発展計画案についての報告」においても、価格への監督・管理の強化として、価格法に基づく価格違法行為行政処罰規定の執行と併せて、独占禁止法についても「価格独占禁止規定」を真剣に執行し、買いだめや価格吊り上げ、形を変えた値上げ、価格カルテルの締結などの違法行為を厳しく取り調べ、処分する」ことを掲げ、その執行に力を入れている。しかし中国独禁法の個々の具体的な事件処理状況については公表義務がないことなどから、処分件数の総数等は不明である。2010 年以降価格カルテル関係の規制事例が多数公表されるようになった。2011 年 12 月に武漢で行われた 2011 年全国価格監督検査・独占禁止工作会議においては、浙江省における防空施設業の価格独占事件、湖北省における武漢所在の証券業者の取引手数料の一斉引上げ事件、広西チワン族自治区柳州市所在の食器消毒企業 7 社による消毒済み食器セット出配送価格の一斉引上げ及び江西省南昌市建設業協会コンクリート専門委員会による価格カルテル事件を処理したほか、天津市の市黄金装飾品協会に対して指導価格発表を取り消すよう命令を行った旨が発表された。今後、発改委は執行実績を積み上げ、積極的な案件の公表を行うことで法執行の透明性の更なる向上を図っていく必要があると考えられる。

2011 年 11 月、発改委李青副巡視員は、国営企業である中国電信と中国聯通がブロードバンド接続及びインターネット接続決済に関する支配的地位の濫用の疑いがあるとして調査を開始したとメディアに公表した。本件は価格独占分野において国営企業を調査した初の案件であることから、本件の結論が今後の国営企業に対する法執行に大きく影響を与えるものと考えられる。

発改委は、発改委自身が重大な案件とするものを除き、省等の価格主管部門に対し、当該行政区域内における執行業務を一括授権しており、2011 年までに省レベルの価格監督部門に独占禁止業務を専門に担当する部門を設置する予定である。発改委自身も今後 3 年間で、50%程度の省レベルの独占禁止法執行担当者に対する研修を実施する予定であるが、本プロジェクトを通じた地方職員の法執行能力向上も有効であると考えられる。

３．価格以外の独占的協定、支配的地位の濫用

価格以外の独占的協定及び支配的地位の濫用（以下「非価格独占規制」という。）については、工商総局が担当する。

法令整備面において工商総局は、2009 年 5 月に手続関係の法令である「工商行政管理機関の行政権力の濫用による競争の排除又は制限行為の制止手続に関する規定」及び「工商行政管理機関の独占協定、市場支配的地位濫用事件の取締手続に関する規定」を規定した。2010 年 12 月には「工商行政管理機関による独占協定行為の禁止に関する規定」、「工商行政管理機関による市場の支配的地位の濫用行為の禁止に関する規定」、「工商行政管理機関による行政権力の濫用による競争の排除、制限行為の制止に関する規定」を公布し、実体規定面での整備も行った。現在、工商総局は知的財産権の濫用による独占行為の禁止に関する規則を起草中であり、今後更なる法令整備を進める予定である。

非価格独占規制を担当する工商総局は、法令整備の面では、発改委に比べて早い時期から関係法令を発表してきたが、法執行の面ではやや消極的に見受けられる。例えば、2010 年度の全国工商機関活動状況報告では、100 件近くの独占禁止法違反被疑行為に係る通報があった旨を公表したが、具体的事例の言及はない。2011 年の公表案件は、江蘇省工商局に事件処理の委託を行った江蘇省コンクリートシェア割当・市場分割カルテル事件及び GPS 監視制御プラットフォーム導入に係る広東省某市政府の行政権力濫用事件のみであり、今後透明性のある法執行の確保のためにも執行実績の積み上げや積極的な案件の公表が期待される。

工商総局は、省等の工商行政管理機関に対して、個別案件ごとに執行業務を委託していることから、今後発改委のような地方における独占禁止業務を専門に担当する部門が設置される見通しは不明である。訪日研修や研究会への地方工商局からの参加者については、実施前に改めてニーズを確認する必要がある。

第四章　プロジェクトの基本計画

調査団と商務部独禁局が合意したプロジェクトの基本計画は、以下のとおり。

１．事業計画

（１）期間

最初の活動の開始日から三年間とする。

（２）上位目標

中国市場の競争状況が改善される。

（３）プロジェクト目標

中国において、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な独禁法制度が整備される。

（４）成果

ア．独禁法執行機関の、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な法執行を促進するための、規則・ガイドライン制定能力が向上する。

イ．執行機関の、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な法執行を行う能力が向上する。

ウ．国務院独禁委員会構成機関の独禁法及び競争政策に対する理解が促進される。

（５）活動

- 日本の独禁法に関する法律・規則・ガイドラインの紹介
- 中国の独禁法に関する規則・ガイドライン策定に必要な助言
- 公正取引委員会の審査プロセス、審査方法、業種研究方法の紹介
- 商務部及び地方商務主管部門向けに日本の企業合併独占審査を紹介するケースメソッド研修
- 発改委及び工商総局並びにそれらの地方機関向けに日本の独占的協定、支配的地位の濫用分野に関する調査技術を紹介するケースメソッド研修
- 競争政策等日中双方が合意する問題に関するテーマ研究
- 国務院独禁委員会構成機関に対する日本の独禁法制度の紹介

２、実施体制

（１）本プロジェクトの中国側カウンターパート機関を商務部とする。本プロジェクトの中国側参与機関を、商務部以外の国務院独占禁止委員会構成機関とする。参与機関は、商務部の調整により、本プロジェクトの活動に参加する。

（２）本プロジェクトの統括責任者（プロジェクト・ディレクター）を商務部独禁副局長、実施責任者（プロジェクト・マネージャー）を商務部独禁局競争政策処処長とする。

（３）JICA と商務部は、次年度活動計画に関する事前協議を前年度 12 月に行う。また JICA と商務部は、個々の訪日研修、研究会、テーマ研究などの活動計画に関する事前協議を行う。ただし独占的協定、支配的地位の濫用分野などに関する個々の活動に関しては、右協議後に必要に応じ、JICA と関連参与機関が打合せを行う。

付属資料

詳細計画策定調査協議議事録（和文・中文）

中華人民共和国
独禁法立法及び執行プロジェクトに関する
協議議事録

独立行政法人国際協力機構中華人民共和国事務所（以下「JICA 中国事務所」）は、倉科和子を団長とする詳細計画策定調査団（以下「調査団」）は、中華人民共和国商務部（以下「商務部」）と、「独禁法立法及び執行プロジェクト」（以下「プロジェクト」）の基本計画等について一連の協議を行い、附属文書のとおり協議結果を確認した。

等しく正文である日本語、中国語による本書を各二通作成し、双方の合意のもとに署名した。

北京市　2012 年 1 月 11 日

倉科和子

倉科　和子

日本国
独立行政法人国際協力機構
詳細計画策定調査団団長

呉振国 1/12-2012

呉　振国

中華人民共和国
商務部
独占禁止局　副局長

附属文書

1．プロジェクト名

（和文）独禁法立法及び執行プロジェクト

（中文）反垄断法立法执法项目

（英文）Project for Legislation and Implementation of the Anti-monopoly Law and Guidelines

2．基本的な考え方

（1） 本プロジェクトのカウンターパート機関を国務院独占禁止委員会事務局である商務部、参与機関を国務院独占禁止委員会構成機関とする。

（2） 本プロジェクトは、「独禁法執行機関）の立法能力の向上」、「執行機関の法執行能力の向上」、「国務院独禁委員会構成機関の独禁法及び競争政策に対する理解促進」を通じて、中国の独禁法制度の改善を目指す。本プロジェクトでは、事業者集中、独占的協定、市場支配的地位の濫用の三分野を対象とする。

（3） 現時点で中国側が制定を予定し、本プロジェクトで協力可能性のある一連の規則・ガイドラインは以下のとおり。

a. 事業者集中分野

- 事業者集中の問題解消措置に関する規定
- 事業者集中の相談、届出、立案の指導意見
- 事業者集中の簡易プロセスに関する内部規定
- 合弁企業の審査に関する内部規定
- 事業者集中に参加する事業者の画定に関する内部規定
- 事業者集中の売上高計算方法に関する内部規定
- 事業者集中の相談、届出、立案の内部規定
- 事業者集中の概念に関する内部規定
- 事業者集中の審査結果の公開に関する内部規定
- 事業者集中の問題解消措置案件の執行に関する作業規則
- 法に基づいて事業者集中の届出を行なっていない場合の調査処理作業規則
- 監督受託人合意文書

b. 価格に係る独占的協定、支配的地位の濫用分野

- 独占的協定、市場支配的地位の濫用に関する調査技術のための立法
- 独占的協定、市場支配的地位の濫用に関する救済措置のための立法

c. 価格以外の独占的協定、支配的地位の濫用分野

・ 知的財産権の濫用による独占を防止するための関連規則

（４） 現時点で執行三機関が計画し、本プロジェクトで協力可能性のある人材育成の対象者及び内容は以下のとおり。

a. 人員： 国務院独占禁止委員会構成機関及び日中双方が合意するその他の機関

b. 内容： 事業者集中、独占的協定、市場支配的地位の濫用

３．プロジェクトの枠組み

（１） 本プロジェクトの実施枠組みを、別添１の討議議事録（Record of Discussion：R/D）案のとおりとする。

（２） JICA 中国事務所と商務部独占禁止局（以下「日中双方」）は、それぞれの所定の内部手続を経た後に、２０１２年３月末を目途に、本討議議事録に署名する。内部手続過程で、別添１文書の修正が必要となった場合、日中双方は迅速に協議し、調整を行う。

４．実施体制

（１） 本プロジェクトの中国側カウンターパート機関を商務部とする。カウンターパート機関は、中国政府を代表して、本プロジェクトの運営・調整に責任を持ち、JICA 中国事務所とともに下記４（５）の次年度計画協議、下記４（６）の活動計画協議、下記７の終了時評価を実施する。

（２） 本プロジェクトの参与機関を、商務部以外の国務院独占禁止委員会構成機関とする。参与機関は、商務部の調整により、本プロジェクトの活動に参加する。

（３） 本プロジェクトの統括責任者（プロジェクト・ディレクター）を商務部独禁副局長、実施責任者（プロジェクト・マネージャー）を商務部独禁局競争政策処処長とする。

（４） JICA 中国事務所は、中国側カウンターパート機関と日本側協力機関の間の調整を行う。

（５） 日中双方は、次年度（以下、４月から翌年３月までを「年度」とする）の活動計画に関する事前協議（以下「次年度計画協議」）を行う。具体的には、２０１２年１２月に２０１３年度計画、２０１３年１２月に２０１４年度計画のための協議を行う。

（６） 日中双方は、個々の訪日研修、研究会、テーマ研究などの活動計画に関する事前協議（以下「活動計画協議」）を行う。ただし独占的協定、支配的地位の濫用分野などに関する個々の活動に関しては、JICA 中国事務所は商務部と事前協議を行い、必要に応じ、活動実施段階で関連参与

機関と打合せを行う。

5．事業計画

（1） 本プロジェクトの運営管理、成果モニタリング及び評価のため、プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）の様式により、三年間の全体事業計画を策定する。

（2） PDM は別添１の討議議事録（R/D）案の附表Ｉとし、R/D 署名後、日中双方は当該 PDM に示される計画を実施する。

（3） 事業計画の変更は、日中双方の合意により行う。

6． 活動計画

（1） 本プロジェクトの運営管理、成果モニタリング及び評価のため、プラン・オブ・オペレーション（PO）の様式により、活動計画を策定する。

（2） PO は別添１R/D 案附表 II とし、R/D 署名後、日中双方は当該 PO に示される計画を実施する。

（3） 2012 年度活動計画を、別添２のとおりとする。

（4） 活動計画の変更は、日中双方の合意により行う。

7． 各活動に関する留意点

（1） 訪日研修

a. 中国側研修参加者が日本の独禁法（規則、ガイドラインを含む。以下同じ）の内容、背景、実施状況などを理解し、中国側の立法・執行の改善に役立てるため、訪日研修を実施する。

b. 訪日研修の対象者は、独禁法執行三機関の職員を中心とする。

c. 本プロジェクト期間中の訪日研修回数は、計５回を目標とする。

d. 第１回研修の実施時期は、２０１２年６月を目標とする。商務部は、商務部独占禁止局長を団長、国務院独禁委員会構成機関の司長級職員をメンバーとする２０名のハイレベルの訪日団を組織する。商務部は、２０１２年２月末をめどに、第１回研修での具体的なテーマの要望及び日本側への質問事項を記載した文書を、JICA 中国事務所に送付する。

e. 事業者集中分野の訪日研修は、２０１３年度、２０１４年度に各１回行う。独占的協定、支配的地位の濫用分野の訪日研修は、２０１３年度、２０１４年度に各１回行う。具体的な研修の内容は、次年度計画協議及び訪日研修前の活動計画協議等にて検討する。

f. 課題別研修「競争法・政策研修」が開催される場合は、JICA 中国事務所は、本プロジェクトのカウンターパート機関または参与機関から毎

年度１名の参加の可能性を検討する。

（２） 研究会

a. 日中双方で合意した特定のテーマに関して意見交換を行うため、JICAは専門家を中国に派遣し、１－２日間の研究会を実施する。

b. 研究会の参加者は、日中の競争当局の職員を中心に、必要に応じて日中の行政・立法・司法部門の関係者、研究者、実務者とする。

c. 開催回数は、各年度２回、本プロジェクト全体で６回を目標とする。

d. 第１回研究会の実施時期は、２０１２年５月を目標とする。第１回研究会は、訪日研修を前に、日中の独禁法立法執行体制全般に関する意見交換を行う。

e. 第２回研究会は、事業者集中分野を対象とする。同研究会の実施時期は、２０１３年１月から３月までの間を目標とする。商務部は、２０１２年１０月末をめどに、第２回研究会での具体的なテーマの要望及び日本側への質問事項を記載した文書を、JICA中国事務所に送付する。

f. 事業者集中分野の研究会は、２０１３年度、２０１４年度に各１回行う。独占的協定、支配的地位の濫用分野の研究会は、２０１３年度、２０１４年度に各１回行う。なお日本側専門家の人選・資料準備などのため、活動計画協議は、原則として研究会開催前の４か月前を目途として行う。

g. 研究会の会場は、原則として商務部、発改委または工商総局の会議室とする。必要な場合は、中国側の手配により地方で開催する。

h. 研究会は、原則として非公開とする。公開研究会とする場合は、研究会前の活動計画協議にて、日中双方が事前に合意をする。

（３）ハイレベル会議

２０１２年第１回訪日研修、２０１３年の中国での研究会、２０１４年訪日研修の機会を活用し、日中の競争当局の局長レベルに対し、プロジェクトの進捗状況及び個々の活動の成果の報告を行う。

（４）テーマ研究

a. 立法及び法執行の能力向上に役立てるため、「事業者集中」「独占的協定、支配的地位の濫用」に関する日中の共通関心テーマについて、年度ごとにテーマ研究を行う。

b. 日中双方が合意した研究テーマについて、商務部またはJICA中国事務所は、委託先研究機関を選定し、当該研究機関と研究委託のための契

約を締結する。委託先機関は、日中双方に対する中間報告及び結果報告を行う。日中の競争当局は、訪日研修、研究会などの機会を活用して、右報告について共同で分析を行う。

c. 受託研究機関の報告書は、原則として公開する。ただし日中双方の協議に基づき、非公開とすることも可能とする。

d. 本調査期間中の協議で中国側が関心を示したテーマは、以下のとおり。
- 競争政策と関連政策（産業政策、貿易政策、外資政策等）の関係
- 競争法執行機関と産業監督部門の間の関係。独禁法執行部門による両者の関係の調整のあり方。

e. ２０１２年度の研究テーマについて、日中双方は、２０１２年５月末をめどに、具体的なテーマの提案を提出する。２０１２年度下半期の研究活動開始を目標とする。

（５）公開セミナー、シンポジウム等への専門家派遣

a. 日本の独禁法に関する知見を、より多くの専門家、研究者、実務者等に提供するため、商務部または本プロジェクト参与機関が開催する公開セミナー、シンポジウム等に対し、商務部の招聘に基づき、日本の専門家派遣を行う。

b. 商務部は、セミナー、シンポジウムへの専門家派遣の３か月前を目途として、右要望を JICA 中国事務所に連絡する。

８．費用の分担

（１） 日中双方の費用の分担につき、原則として、以下のとおりとする。

JICA	商務部及び参与機関
・訪日研修 ・JICA 専門家派遣費用（研究会、公開セミナー、国際シンポジウム専門家） ・テーマ研究委託費	・訪日研修（中国国内費用） ・研究会、公開セミナー、国際シンポジウム関係費（除く JICA 専門家費用） ・テーマ研究委託費

（２） その他の業務にかかる調整及び費用の分担は、必要に応じ、日中双方で協議を行い、決定する。

９．プロジェクト情報の公開

訪日研修及び研究会の結果概要（日程、参加者氏名、テーマ、写真等）並びに日中双方が公開を合意したテーマ研究の報告書は、JICA 中国事務所ウェブサイト（日本語、中国語）に掲載する。訪日研修及び研究会における専門家の資

料の競争当局間の共有方法について、専門家の許諾方法を含め、さらに検討を行う。

各活動の議事録は公開しない。

１０．モニタリング及び終了時評価

次年度計画協議にて本プロジェクトのモニタリングを行い、必要な場合は、日中双方の合意に基づき事業計画または活動計画を見直す。

また本プロジェクト終了時に、日中双方によりプロジェクト全体の終了時評価を実施する。

別添１　討議議事録（R/D）案

別添２　２０１２年度活動計画案

別添１　討議議事録（R/D）案

（案）

中華人民共和国
「独禁法立法及び執行プロジェクト」に係る
日本の技術協力に関する独立行政法人国際協力機構と
中華人民共和国商務部独占禁止局との討議議事録

北京　２０１２年３月　　日

中川　聞夫	呉　振国
日本国	中華人民共和国
独立行政法人国際協力機構	商務部独占禁止局
中華人民共和国事務所長	副局長

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）及び中華人民共和国（以下「中国」）商務部が２０１２年１月１１日に署名した独禁法立法及び執行プロジェクト（以下「本プロジェクト」）にかかる協議議事録に基づき、JICA 中国事務所及び商務部は、関係機関は、本プロジェクトの計画を具体化するための一連の討議を行った。

双方は、附属文書１に記載の本プロジェクト概要及び附属文書２に記載の主要協議事項について合意し、また、それぞれの政府に対し、本プロジェクトの実施に必要な措置を取るよう勧告することに合意した。

また双方は、商務部が、JICA と協力しつつ本プロジェクトの実施に責任を持ち、関係する他の機関との調整を行い、本プロジェクトの自立的運営の持続を確保することに合意した。

本プロジェクトは、日本政府と中国政府の間で交換される口上書に基づき実施される。

等しく正文である日本語、中国語による本書各２通を作成し、双方の合意のもとに署名した。

附属文書１：プロジェクト概要
附属文書２：主要協議事項

附属文書１：プロジェクト概要

I. 背景

中国では、市場経済化の進展に伴い健全な競争環境の維持・強化が求められるようになり、2008 年 8 月 1 日に独占禁止法が施行された。同法第一条は、「独占行為の予防及び制止をし、市場競争を公平に行い、経済の効率を高め、消費者の利益と社会公平利益を擁護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。」と定めている。

同法に基づき国務院独占禁止委員会が設立され、また商務部、発展改革委員会（以下、発改委）及び国家工商行政管理総局（以下、工商総局）の三機関（以下、執行三機関）が国務院の独占禁止法執行機関と認定された。具体的には、商務部が企業結合規制、発改委が価格に係る独占的協定、支配的地位の濫用に係る規制、工商総局が価格以外の独占的協定、支配的地位の濫用に係る規制をそれぞれ担当している。国務院独占禁止委員会は執行三機関をはじめ関連機関から構成され、商務部が同委員会事務局に位置付けられた。

国務院独占禁止委員会及び執行三機関は、独禁法制定後、下位規則（行政規則、部門規則及びガイドライン）を制定してきた。今後、さらなる関連規則・ガイドラインの制定・更新が見込まれるとともに、執行三機関の法執行能力の向上が期待されている。

JICA と商務部は、2004 年から 2009 年まで「経済法・企業法整備プロジェクト（独禁法サブプロジェクト）」を通じ、独禁法制定及び同法制定後の執行機関への協力を行い、高い評価を得た。これを受け 2010 年 4 月、中国政府は日本政府に対し、独禁法執行機関の更なる能力強化に関する技術協力プロジェクトを要請した。2011 年 9 月、日本政府が採択を決定した。

Ⅱ. プロジェクトの枠組み

1. プロジェクト件名

（和文）独禁法立法及び執行プロジェクト

（中文）反垄断法立法执法项目

（英文）Project for Legislation and Implementation of the Anti-monopoly Law and Guidelines

2. 上位目標

中国市場の競争状況が改善される。

3. プロジェクト目標

中国において、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な独禁法制度が整備される。

４．成果

＜成果 1＞

独禁法執行機関の、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な法執行を促進するための、規則・ガイドライン制定能力が向上する。

＜成果 2＞

執行機関の、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な法執行を行う能力が向上する。

＜成果 3＞

国務院独禁委員会構成機関の独禁法及び競争政策に対する理解が促進される。

５．活動

＜活動 1＞

1-1　日本の独禁法に関する法律・規則・ガイドラインの紹介

1-2　中国の独禁法に関する規則・ガイドライン策定に必要な助言

＜活動 2＞

2-1　公正取引委員会の審査プロセス、審査方法、業種研究方法の紹介

2-2　商務部及び地方商務主管部門向けに日本の企業合併独占審査を紹介するケースメソッド研修

2-3　発改委及び工商総局並びにそれらの地方機関向けに日本の独占的協定、支配的地位の濫用分野に関する調査技術を紹介するケースメソッド研修

2-4　競争政策等日中双方が合意する問題に関するテーマ研究

＜活動 3＞

3-1　国務院独禁委員会構成機関に対する日本の独禁法制度の紹介

６．投入及び措置

（１）JICA による投入及び措置

JICA は、以下に掲げる投入及び措置を行う。

a.　訪日研修

b.　短期専門家（研究会、公開セミナー、国際シンポジウム専門家）

c.　テーマ研究委託費

（２）商務部による投入及び措置

a.　商務部は、以下に掲げる投入及び措置を行う。

(a) 本プロジェクト担当者の配置

(b) 本プロジェクトの実施に必要な運営費

- 訪日研修（中国国内費用）
- 研究会、公開セミナー、国際シンポジウム（JICA 専門家費用除く関係費用及び手続）
- 短期専門家（招聘手続）
- テーマ研究委託費

(c) 本プロジェクトに関連するデータ及び情報の提供

(d) JICA 専門家のビザ取得に必要な便宜を含む中国出入国に必要な措置

(e) JICA 専門家に対する安全に関する情報の提供及び JICA 専門家の安全の確保に必要な措置

(f) JICA 専門家が本プロジェクトの業務のため中国に持ち込む物品に対する関税、国内税及びその他の課徴金の免除のために必要な措置

(g) JICA 専門家に対し、中国において同様の任務を遂行する第三国又は国際機関の専門家に劣らない特別待遇、免税及び便宜を与えるために必要な措置

(h) その他の特別待遇、免税及び便宜は、日本政府と中国政府の間で交換される口上書により与えられる。

b. 商務部は、本プロジェクトの実施のために JICA 専門家が行う中国国内における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、又はその遂行に関連して、JICA 専門家に対する請求事由が発生した場合には、JICA 専門家の故意または重大な過失による場合を除き、その請求に関する責任を負う。

c. 商務部は、日本の技術協力の結果として中国国民が獲得する技術及び知識が、中国の経済及び社会の発展に貢献することを確保するために必要な措置を講じる。また、商務部は、中国側人員が技術研修から得た知識及び経験が、本プロジェクト実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置を講じる。

7．実施体制

関係機関及び関係者の役割は、以下のとおりとする。

（1）中国側体制

a. 本プロジェクトのカウンターパート機関を商務部とする。カウンターパート機関は、中国政府を代表して、本プロジェクトの運営・調整に責任を持ち、JICA 中国事務所とともに、下記７（３）の次年度計画協議、下記７（４）の活動計画協議、下記Ⅲの終了時評価を実施する。

b. 本プロジェクトの参与機関を、商務部以外の国務院独禁委員会構成機関

とする。参与機関は、商務部の調整により、本プロジェクトの活動、次年度計画協議、活動計画協議、終了時評価等に参加する。

c. 商務部独占禁止副局長は、総括責任者（プロジェクト・ディレクター）として、本プロジェクトの全体的な運営及び実施に係る責任を負う。

d. 商務部独占禁止局政策法規処処長は、実施責任者（プロジェクト・マネージャー）として、本プロジェクトの管理及び技術に関する事項に係る責任を負う。

（２）日本側体制

JICA 中国事務所は、中国側カウンターパート機関及び参与機関と、公正取引委員会及び在中国日本大使館など日本側協力機関の間の調整を行う。

（３）次年度計画協議

JICA 中国事務所及び商務部は、次年度（以下、４月から翌年３月までを「年度」とする）の活動計画に関する事前協議（次年度計画協議）を行う。次年度計画協議では、プロジェクトのモニタリング及びプロジェクト実施中に生じる事項についての意見交換も行う。本協議には、在中国日本大使館がオブザーバー参加できるものとする。

（４）活動計画協議

JICA 中国事務所及び商務部は、個々の訪日研修、研究会、テーマ研究などの活動計画に関する事前協議（活動計画協議）を行う。本協議には、在中国日本大使館がオブザーバー参加できるものとする。

８．プロジェクトの受益者

本プロジェクトの直接受益者は、カウンターパート機関及び参与機関の職員である。間接受益者は、中国の消費者及び中国で活動する企業である。

９．協力期間

本プロジェクトの期間は、最初の活動の開始日から３年間とする。

１０．環境社会配慮

商務部は、本プロジェクトの環境及び社会的な影響に対する適切な配慮を確保するため、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を遵守することに同意した。

Ⅲ．評価

JICA 及び商務部は、本プロジェクト終了時に共同で終了時評価を実施する。

Ⅳ. 本プロジェクトに関する社会的支援の促進

本プロジェクトに対する支援の促進のため、商務部は、本プロジェクトが中国国民に広く知られるよう適切な措置を講じる。

Ⅴ. 相互協議

JICA と商務部は、討議議事録内容の解釈に関する不一致が生じた場合やプロジェクトの実施中に主要問題が生じた場合には、いつでも相互協議を行う。え

Ⅵ. 討議議事録の変更

討議議事録の変更は、JICA 中国事務所と商務部独占禁止局の協議議事録をもって行う。

当該協議議事録の署名者は双方の署名権限を有する代表者とし、本討議議事録署名者と異なる者であっても可とする。

附表Ⅰ　プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）
附表Ⅱ　活動計画案（PO）

附属文書２：主要協議事項

＜注：協議議事録の合意事項のうち、討議議事録に記載されない重要事項を記載。２０１２年度活動計画（協議議事録の別添２）を含む。＞

附表Ⅰ　暫定プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）

独禁法立法及び執行プロジェクト　協力期間：２０１２年　月から３年間　（カウンターパート機関）商務部　（参与機関）国務院独占禁止委員会構成機関

プロジェクト要約	指標	入手手段	外部条件
上位目標 中国市場の競争状況が改善される。	競争改善状況、法執行制度の改善状況	中国側文書、研究成果	
プロジェクト目標 中国において、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な独禁法制度が整備される。	中国の独禁法制度の改善状況	中国側文書、研究成果	
成果 [成果 1] 独禁法執行機関の、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な法執行を促進するための、規則・ガイドライン制定能力が向上する。 [成果 2] 執行機関の、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な法執行を行う能力が向上する。 [成果 3] 国務院独禁委員会構成機関の独禁法及び競争政策に対する理解が促進される。	[指標 1] 規則・ガイドラインの整備状況 [指標 2] 執行機関の改善措置 行政官インタビュー 各研修・研究会後のアンケート結果 [指標 3] 国務院独禁委員会構成機関の競争政策に対する理解度 執行機関の連携状況	執行機関提供データ 執行機関情報 インタビュー 研修アンケート 研修アンケート インタビュー	・執行三機関の規則・ガイドライン作成方針が変更されない。 ・国務院独禁委員会構成機関に担当者が配置され続ける。
活動 [活動 1] 1-1　日本の独禁法に関する法律・規則・ガイドラインの紹介 1-2　中国の独禁法に関する規則・ガイドライン策定に必要な助言 [活動 2] 2-1　公正取引委員会の審査プロセス、審査方法、業種研究方法の紹介 2-2　商務部及び地方商務主管部門向けに日本の企業合併独占審査を紹介するケースメソッド研修 2-3　発改委及び工商総局並びにそれらの地方機関向けに日本の独占的協定、支配的地位の濫用分野に関する調査技術を紹介するケースメソッド研修 2-4　競争政策等日中双方が合意する問題に関するテーマ研究 [活動 3] 3-1　国務院独禁委員会構成機関に対する日本の独禁法制度の紹介	投入 (1)　日本側 ・訪日研修 ・短期専門家（研究会、公開セミナー、国際シンポジウム専門家） ・テーマ研究委託費 (2)　中国側 ・訪日研修（中国国内費用） ・研究会、公開セミナー、国際シンポジウム開催費（除く JICA 専門家費用） ・テーマ研究委託費		前提条件 中国の独禁法執行体制が変更されない。

附表II　暫定プラン・オブ・オペレーション（PO）

独禁法立法及び執行プロジェクト　協力期間：２０１２年　月から３年間

		2012 年度				2013 年度				2014 年度				2015 年度	
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
成果 1	**独禁法執行機関の、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な法執行を促進するための、規則・ガイドライン制定能力が向上する。**														
活動 1-1	日本の独禁法に関する法律・規則・ガイドラインの紹介		━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━		
活動 1-2	中国の独禁法に関する規則・ガイドライン策定に必要な助言		━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━		
成果 2	**独禁法執行機関の、公正な手続に基づく、透明かつ内外無差別的な法執行を行う能力が向上する。**														
活動 2-1	公正取引委員会の審査プロセス、審査方法、業種研究方法の紹介		━	━	━	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■		
活動 2-2	商務部及び地方商務主管部門向けに日本の企業合併独占審査を紹介するケースメソッド研修				━	━	━	━	━	━	━	━	━		
活動 2-3	発改委及び工商総局並びにそれらの地方機関向けに日本の独占的協定、支配的地位の濫用分野に関する調査技術を紹介するケースメソッド研修						━	━	━	━	━	━	━		
活動 2-4	競争政策等日中双方が合意する問題に関するテーマ研究			━	━	━	━	━	━	━	━	━	━		
成果 3	**国務院独禁委員会構成機関の独禁法及び競争政策に対する理解が促進される。**														
活動 3-1	国務院独禁委員会構成機関に対する日本の独禁法の執行システムの紹介		━	━	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■		
次年度計画協議				▲				▲							
訪日研修		▲				■		□		□		■			
研究会		▲			■		□		■		□		■		
ハイレベル会議		▲					▲					▲			
テーマ研究				━	━	━	━	━	━	━	━	━	━		
公開セミナー、シンポ															
終了時評価													▲		

■事業者集中、□独占的協定及び支配的地位の濫用、▲その他

別添４　２０１２年度活動計画（案）

	2012									2013		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
次年度計画協議									2013年度計画検討			
訪日研修（国別研修）	２月末 商務部テーマ提案 ３月末 人選終了		第１回 訪日研修 (20人)			課題別研修 (1人)					２月末 商務部テーマ提案	第２回 訪日 (事業者集中) 2013年６月頃
研究会	３月末 専門家要請	第１回研究会 (日中の独禁法執行概要) 訪日研修、テーマ研究の準備を兼ねる					１０月末 商務部テーマ提案				第２回研究会 (事業者集中)	
ハイレベル会議							第１回 (日本)					
テーマ研究		５月末 双方テーマ提案			方針合意	公示	契約	委託研究				
公開セミナー、シンポ												

手続期限の目途（国慶節、春節など長期休暇を挟む場合は、さらに前広に準備を行う必要あり）

＜訪日研修＞　開始５ヶ月前まで：商務部がJICA中国事務所に、要望テーマ、日本側への質問などを提出（日本側にて研修内容、研修先などを検討）
開始３ヶ月前まで：商務部から科技部に、各研修員のアプリケーション・フォームを提出（JICA中国事務所に写し送付）

＜研究会＞　開始４ヶ月前まで：商務部がJICA中国事務所に、要望テーマ、日本側専門家への質問などを提出
開始３ヶ月前まで：商務部が科技部に、専門家A1フォームを提出（JICA中国事務所に写し送付。日本側にて人選、派遣手続を実施）
開始１ヶ月前まで：　JICA中国事務所が商務部に、専門家情報を送付
開始３週間前まで：商務部がJICA中国事務所に、専門家にかかる招聘状を送付（日本にて公用ビザを取得）

中华人民共和国
反垄断法立法执法项目

调查团会议纪要

独立行政法人国际协力机构中华人民共和国事务所（以下称“JICA 中国事务所”）以仓科和子为团长的详细计划制定调查团（以下称“调查团”）与中华人民共和国商务部（以下称“商务部”）就“反垄断法立法执法项目”（以下称“项目”）的基本计划等进行了一系列协商，并共同确认协商结果如附属文件所示。

此会议纪要以中文、日文书写，正本各一式两份，经双方同意签署。

北京市　2012 年 1 月 11 日

仓科　和子	吴 振国
日本国 独立行政法人国际协力机构 详细计划制定调查团团长	中华人民共和国 商务部 反垄断局　副局长

附件

1. 项目名称

（日文）独禁法立法及び執行项目

（中文）反垄断法立法执法项目

（英文）Project for Legislation and Implementation of the Anti-monopoly Law and Guidelines

2. 基本思路

（1） 本项目的对口单位为国务院反垄断委员会办公室所在的商务部，参与单位为国务院反垄断委员会成员单位。

（2） 本项目通过“提高三家反垄断执法机构（以下称执法机构）制定配套立法的能力”、“提高三家执法机构的执法能力”、“增进国务院反垄断委员会成员单位对反垄断法和竞争政策的理解”，旨在加强中国反垄断法律制度建设。本项目的对象领域为以下三个方面：经营者集中、垄断协议和滥用市场支配地位。

（3） 目前中方计划制定且在本项目中有合作可能的配套立法项目如下：

a. 在经营者集中方面

・《经营者集中附加限制性条件规定》

・《关于经营者集中商谈、申报和立案的指导意见》

・《关于经营者集中简易程序的内部规定》

・《关于合营企业审查的内部规定》

・《关于界定参与集中经营者的内部规定》

・《关于经营者集中营业额计算方法的内部规定》

・《关于经营者集中商谈、申报和立案的内部规定》

・《关于经营者集中集中概念的内部规定》

・《关于经营者集中反垄断审查决定信息公开的内部规定》

・《经营者集中附条件案件执行工作规则》

・《未依法申报经营者集中调查处理工作规则》

・《监督受托人协议文本》

b. 在与价格相关的垄断协议、滥用市场支配地位方面

・关于垄断协议案件、滥用市场支配地位案件的调查技巧的立法研究

・关于垄断协议案件、滥用市场支配地位案件的救济措施的立法研究

c. 在非价格垄断协议、滥用市场支配地位方面

・关于防止滥用知识产权实施垄断的相关规则

（4） 目前中方计划在本项目中有可能接受培训的人员及内容如下：

a. 人员：国务院反垄断委员会成员单位以及中日双方认可的其他单位

b. 内容：经营者集中、垄断协议和滥用市场支配地位

3. 项目的框架

（1） 本项目的实施框架如附件 1 实施协议会谈纪要（Record of Discussion：R/D）草案。

（2） JICA 中国事务所及商务部反垄断局（以下称“中日双方”）在办理各自规定的内部手续后，力争在 2012 年 3 月底签署该实施协议会谈纪要（R/D）。在各自办理内部手续过程中，如果附件 1 的内容需要修改，中日双方应及时进行讨论和调整。

4. 实施体制

（1） 本项目的中方对口单位为商务部。对口单位代表中国政府负责本项目的运营协调工作，与 JICA 中国事务所共同实施下述 4（5）的下年度计划协商、下述 4（6）的活动计划协商及下述 7 的终期评估等活动。

（2） 本项目的参与单位是指对口单位以外的国务院反垄断委员会成员单位。参与单位通过商务部的协调参与本项目的活动。

（3） 本项目的总负责人由商务部反垄断局副局长担任，执行负责人由商务部反垄断局竞争政策处处长担任。

（4） JICA 中国事务所负责开展与中方对口单位及与日方合作单位（公正交易委员会及驻华日本大使馆等）的协调。

（5） 中日双方共同开展下年度（每年 4 月至次年 3 月）项目活动的事前协商（以下称“下年度计划协商”）。具体为 2012 年 12 月协商 2013 年度活动计划，2013 年 12 月协商 2014 年度活动计划。

（6） 中日双方共同开展关于每一次赴日进修、内部研讨会和课题研究等活动计划的事前协商（以下称“活动计划协商”）。与垄断协议、滥用市场支配地位有关的活动，JICA 中国事务所将与商务部开展事前协商，根据需要在活动执行阶段与相关参与单位联系。

5. 项目计划

（1） 为了更好地开展本项目的运营管理、成果监测及评估等活动，以项目设计概要表（PDM）格式制定本项目为期 3 年的整体工作计划。

（2） PDM 作为附件 1 实施协议会谈纪要（R/D）案的附表 I，R/D 签署后，中日双方将执行 PDM 所示的项目计划。

（3） 项目计划的变更应在中日双方同意后进行。

6. 活动计划

（1） 为了更好地开展本项目的运营管理、成果监测及评估等活动，以附件 3 的活动计划（PO）格式制定本项目的活动计划执行进步表。

（2） PO 作为附件 1 实施协议会谈纪要（R/D）案的附表Ⅱ，R/D 签署后中日双方实施 PO 所示的活动。

（3） 2012 年度的活动计划如附件 4 所示。

（4） 活动计划的变更应在中日双方同意后进行。

7. 各项活动的注意事项

（1）赴日进修

a. 实施赴日进修的目的，旨在向中方进修人员介绍日本反垄断法律的内容、背景及实施状况，以期有助于改善中方立法执法现状。

b. 赴日进修的对象以三家反垄断执法机构的官员为主。

c. 本项目期间的赴日进修目标总次数为 5 次。

d. 第一期进修时间暂定在 2012 年 6 月。由商务部组织以商务部反垄断局局长为团长，国务院反垄断委员会成员单位的司局级官员为团员的 20 人的高级别访日团。商务部在 2012 年 2 月末将第一期赴日进修的具体需求及拟向日方提出的问题以书面形式提交给 JICA 中国事务所。

e. 经营者集中领域的赴日进修在 2013 年度和 2014 年度各安排 1 次，垄断协议、滥用市场支配地位领域的赴日进修在 2013 年度和 2014 年度各安排 1 次。具体进修的内容在制定下年度计划协商及赴日进修前的活动计划协商等时讨论。

f. JICA 面向世界各国开展的“竞争法、政策进修”项目实施期间，JICA 中国事务所将考虑推荐本项目的中方单位每年派 1 人参加。

（2）内部研讨会

a. 针对双方商定的议题，JICA 派遣日方专家来华，举行 1-2 天的内部研讨会。

b. 出席研讨会的人员以中日反垄断法执法机构的官员为主，根据需要也可以是中日两国的行政、立法及司法部门的相关人员、研究人员以及法律工作者。

c. 召开次数为每年 2 次，本项目目标总次数为 6 次。

d. 第 1 次研讨会的举办时间暂定在 2012 年 5 月。第 1 次研讨会在赴日进修前举办，就中日两国的反垄断法立法执法的整体情况交换意见。

e. 第 2 次研讨会的主题为经营者集中。研讨会的举办时间暂定在 2013 年 1

月至 3 月之间。商务部在 2012 年 10 月末，将第 2 次研讨会的具体需求及对日方的问题以书面形式提交给 JICA 中国事务所。

f. 经营者集中领域的赴日进修在 2013 年度和 2014 年度各安排 1 次，垄断协议、滥用市场支配地位领域的赴日进修在 2013 年度和 2014 年度各安排 1 次。由于需要开展日方专家人选和资料准备，因此活动计划协商原则上在研讨会召开前 4 个月进行。

g. 内部研讨会原则上在商务部、发改委或工商总局的会议室举行。根据需要，中方可安排在北京以外的地方举行。

h. 内部研讨会原则上不公开，如举办公开研讨会，中日双方需事先在研讨会活动计划协商中达成一致意见。

（3） 司局级定期工作交流

利用 2012 年第 1 次赴日进修、2013 年在中国举办的内部研讨会、2014 年赴日进修的机会，向中日两国的反垄断法执法部门司局级领导汇报项目进展情况以及各活动成果。

（4） 课题研究

a. 为有助于配套立法，提高执法能力，每年度就“经营者集中”、“垄断协议、滥用市场支配地位”领域中日共同关心的有关课题开展研究。

b. 就中日双方确定的课题研究项目，商务部或者 JICA 中国事务所选定委托研究机构，并与该机构签订研究委托合同。受托研究机构要向中日双方提交中间报告和终期报告。中日反垄断法执法部门利用赴日进修和研讨会等机会就报告内容共同进行分析。

c. 受托研究机构的报告原则上可以公开。但是，根据中日双方的协商也有可能不公开。

d. 通过本次调查期间与中方的确认，中方关心的研究课题如下：

- 竞争政策与相关政策之间的关系，具体包括产业政策、贸易政策、外资政策等。
- 竞争执法机构与行业监管部门之间的关系，在反垄断执法方面如何协调两者之间的关系。

e. 关于 2012 年度的研究课题，中日双方将在 2012 年 5 月底提交具体的课题方案。力争在 2012 年度下半年启动研究工作。

（5）为公开研讨会、国际研讨会等派遣专家

a. 为了向更多的专家学者和基层工作人员传授日本有关反垄断法方面的知识和经验，根据商务部的邀请向商务部或本项目参与单位举办的公开研

讨会及国际研讨会等派遣日本专家。

b. 商务部在公开研讨会、国际研讨会召开前 3 个月将需求告知 JICA 中国事务所。

8. 费用分担

（1）中日双方费用分担原则如下。

JICA	商务部及参与单位
・赴日进修 ・JICA 专家（内部研讨会、公开研讨会、国际研讨会专家） ・课题研究委托费用	・赴日进修（中国国内费用） ・内部研讨会、公开研讨会、国际研讨会相关费用（日方人员费用除外） ・课题研究委托费用

（2）其它工作的协调以及费用的分担根据需要由中日双方协商决定。

9. 项目信息的公开

赴日进修及内部研讨会的概要（日程、参加者姓名、主题、照片等）以及中日双方确认可以公开的课题研究报告书将在 JICA 中国事务所网页（中文版、日文版）上登载。关于中日反垄断法执法部门间共享赴日进修及内部研讨会的讲义资料的具体方法，由于涉及包括如何取得专家同意等问题，还需进一步讨论。

各活动的会议记录不公开。

10. 项目监测及终期评估

在下年度计划协商中对本项目开展项目活动监测，根据需要中日双方在达成共识的基础上可以对项目计划或活动计划进行修改。

此外，在本项目结束时中日双方共同实施项目终期评估。

附件 1　实施协议会谈纪要（R/D）案

附件 2　2012 年度活动计划案

附件 1　实施协议会谈纪要（R/D）案

（案）

中华人民共和国商务部反垄断局与独立行政法人国际协力机构
关于中日技术合作反垄断法立法执法项目
实施协议会谈纪要

北京　2012 年 3 月　　日

中川　闻夫	吴　振国
日本国	中华人民共和国
独立行政法人国际协力机构	商务部反垄断局
中华人民共和国事务所所长	副局长

根据中华人民共和国（以下简称“中国”）商务部与独立行政法人国际协力机构（以下简称“JICA”）2012年1月11日签署的反垄断法立法执法项目（以下简称“本项目”）调查团会谈纪要，商务部与JICA中国事务所就本项目的详细实施计划进行了一系列协商。

双方就附属文件1记载的项目概要及附属文件2记载的主要协商事项达成了共识，并同意向各自的政府提出建议，为实施本项目采取必要的措施。

另外，双方一致同意，商务部作为本项目JICA的对口单位，与JICA开展合作，负责本项目的实施，协调有关单位，确保本项目的独立持续运行。

本项目根据中国政府与日本政府之间的交换公文予以实施。

此会谈纪要以中文、日文书写，正本各一式两份，经双方同意签署。

附属文件1：项目概要
附属文件2：主要协议事项

附属文件 1　项目概要

I．背景

伴随着中国市场经济的不断发展，为了维持和强化健全的竞争环境，2008 年 8 月 1 日中国政府施行了反垄断法。该法第一条规定“为了预防和制止垄断行为，保护市场公平竞争，提高经济运行效率，维护消费者利益和社会公共利益，促进社会主义市场经济健康发展，制定本法”。

根据该法设立了国务院反垄断委员会，同时商务部、发展改革委员会（以下简称发改委）和国家工商行政管理总局（以下简称工商总局）三家单位（以下简称执法机构）作为国务院反垄断执法部门。具体来说，商务部负责经营者集中的执法，发改委负责与价格相关的垄断协议、滥用市场支配地位的执法，工商总局负责非价格垄断协议、滥用市场支配地位的执法。国务院反垄断委员会由包括执法机构在内的相关单位组成，该委员会办公室设在商务部。

在反垄断法颁布后，国务院反垄断委员会及三家执法机构陆续出台了一系列配套立法规则。今后将进一步制定和完善相关规则，完善执法机构的执法依据。

商务部和 JICA 通过 2004 年至 2009 年间开展的“经济法企业法完善项目（反垄断法子项目）”，在反垄断法制定及该法制定后的执法机关能力建设方面开展了合作，获得较高的评价。此后，中国政府于 2010 年 4 月向日本政府提交了进一步强化反垄断法执法机关执法能力的技术合作项目申请，日本政府于 2011 年 9 月正式采纳该项目。

II．项目的合作框架

1．项目名称

（日文）独禁法立法及び執行项目

（中文）反垄断法立法执法项目

（英文）Project for Legislation and Implementation of the Anti-monopoly Law and Guidelines

2．总体目标

中国市场的竞争状况得以改善。

3．项目目标

遵循正当程序开展的透明、内外无区别的中国反垄断法律制度得以完善。

4．成果

［成果 1］

为了促进遵循正当程序开展的透明、内外无区别的中国反垄断执法机构的配套立法制定能力得以提高。

[成果 2]

为了促进遵循正当程序开展的透明、内外无区别的中国反垄断执法机构的执法能力得以提高。

[成果 3]

国务院反垄断委员会成员单位对反垄断法和竞争政策的理解得以增进。

5. 活动

[活动 1]

1-1 介绍日本反垄断法相关的法律、规则、指南。

1-2 对中国的反垄断法配套立法的制定提供必要的建议

[活动 2]

2-1 介绍公正交易委员会的审查程序、审查方法和行业研究方法。

2-2 面向商务部和地方商务主管部门开展日本企业并购反垄断审查的案例研修。

2-3 面向发改委和工商总局及其地方机构开展日本垄断协议和滥用市场支配地位调查技术的案例研修。

2-4 针对竞争政策等双方商定的问题开展课题研究。

[活动 3]

3-1 向国务院反垄断委员会成员单位介绍日本反垄断法律制度。

6. 投入及措施

(1) JICA 的投入及措施

由 JICA 负担费用，实施以下必要投入及措施。

a. 赴日进修

b. 短期专家（内部研讨会、公开研讨会、国际研讨会专家）

c. 课题研究委托费用

(2) 商务部的投入及措施

a. 由商务部实施以下必要投入及措施。

（a） 配备本项目中方负责人。

（b） 本项目实施所需的运营经费。

・赴日进修（中国国内费用）

・内部研讨会、公开研讨会、国际研讨会（召开费用和手续，除日方人员以外的费用）

・短期专家（邀请手续）

・课题研究委托费用

（c） 提供本项目相关数据及信息

（d） 采取必要措施为 JICA 专家办理签证等出入国手续提供便利。

（e） 采取必要措施为 JICA 专家提供安全方面的信息并确保专家安全。

（f） 采取必要措施免除 JICA 专家为了开展本项目活动携带的物品在中国境内所需缴纳的关税、国内税及其他税费。

（g） 采取必要措施为 JICA 专家提供不低于第三国或国际机构派遣的执行同样任务的专家所享有的特殊待遇、免税及方便。

（h） 通过中日两国政府间交换照会的方式，确保 JICA 专家在中国境内享有的特殊待遇、免税及方便。

b. 对于 JICA 专家因在中国境内执行公务或在与之相关的工作中发生的责任事故，由商务部承担与该责任事故相关的责任。但是 JICA 专家故意所为或由于重大过失造成的责任事故不在此列。

c. 商务部采取必要措施，确保中方人员通过与日本技术合作所掌握的技术和知识为中国的经济和社会发展做贡献。同时，商务部采取必要措施，确保中方人员在技术培训中掌握的知识和经验在项目的实施中得到有效的应用。

7. 实施体制

相关单位及人员的职责和业务如下。

(1) 中方体制

a. 本项目的对口单位为商务部。对口单位代表中国政府负责本项目的运营协调工作，与 JICA 中国事务所共同实施下述 7（3）的下年度计划协商、7（4）的活动计划协商及III的终期评估等活动。

b. 本项目的参与单位为商务部以外的反垄断委员会成员单位。参与单位通过商务部的协调参与本项目的活动。

c. 商务部反垄断局副局长担任总负责人（项目总负责人），负责本项目整体的运行及实施。

d. 商务部反垄断局竞争政策处处长担任执行负责人（项目执行负责人），负责本项目的管理及相关技术事项。

(2) 日方体制

JICA 中国事务所负责开展与中方单位（对口单位及参与单位）及与日方合作单位（公正交易委员会及驻华日本大使馆等）的协调。

(3) 下年度计划协商

商务部与 JICA 中国事务所共同开展下年度（以下每年 4 月至次年 3 月称为年度）项目活动的事前协商（以下称下年度计划协商）。下年度计划协商中就项目实施情况监测及项目实施过程中发生的事项进行意见交换。驻华日本大使馆可以列席本协议。

(4) 活动计划协商

商务部与 JICA 中国事务所共同开展关于每一次赴日进修、内部研讨会和课题研究等活动计划的事前协商（活动计划协商）。驻华日本大使馆可以列席本协议。

8. 项目受益方

本项目直接受益方为项目对口单位及项目参与单位的官员。间接受益方为中国的消费者及中国境内企业。

9. 项目合作期

本项目的合作期为自第一次项目活动开展之日起计算的 3 年时间。

10. 考虑环境与社会影响

为了确保本项目能切实考虑环境与社会方面的影响，商务部同意遵守《JICA 考虑环境与社会影响指导大纲》。

Ⅲ. 评估

商务部与 JICA 在本项目结束时共同开展项目终期评估。

Ⅳ. 促进社会对本项目的理解和支持

为促进中国国内对本项目的理解和支持，商务部采取适当的措施，使国民广泛了解本项目。

Ⅴ. 相互协商

商务部与 JICA 随时协商解决本实施协议会谈纪要中记载内容理解不一致的事项及项目实施过程中发生的主要事项。

Ⅵ. 实施协议会谈纪要的变更

实施协议会谈纪要的变更，通过 JICA 中国事务所与商务部反垄断局之间签署实施协议补充会谈纪要的形式来进行。

该补充会谈纪要的签署人为双方授权签署的代表，也可以不是本实施协议会谈纪要的签署人。

附表 I　项目设计概要表（PDM）

附表 II　活动计划（PO）

附件 2：主要协议事项

<注：实施协议会谈纪要中没有涉及的协议会谈纪要中的重要事项。包括 2012 年度活动计划（协议会谈纪要附件 4）>

附表1　暂定项目设计概要表（PDM）

反垄断法立法执法项目　合作期间：从 2012 年　月开始 3 年　（对口单位）商务部　（参与单位）国务院反垄断委员会成员单位

项目概要	指标	指标数据收集方法	实现目标的外部条件
总体目标 中国市场的竞争状况得以改善。	竞争状况的改善情况、执法体系的完善情况	中方相关文件、研究成果	
项目目标 遵循正当程序开展的透明、内外无区别的中国反垄断法律制度得以完善。	中国反垄断法律制度的完善情况	中方相关文件、研究成果	
成果 [成果 1] 为了促进遵循正当程序开展的透明、内外无区别的中国反垄断执法机构的配套立法制定能力得以提高。 [成果 2] 为了促进遵循正当程序开展的透明、内外无区别的中国反垄断执法机构的执法能力得以提高。 [成果 3] 国务院反垄断委员会成员单位对反垄断法和竞争政策的理解得以增进。	[指标 1] 配套立法制定情况 [指标 2] 执法机构的改进措施 行政官员的座谈 各培训、研讨会后的问卷调查结果 [指标 3] 国务院反垄断委员会成员单位对于竞争政策的理解度 三家执法机构的合作情况	执行单位提供数据 执行单位信息 座谈 问卷调查 问卷调查 座谈	・三家执法机构的配套立法制定方针没有变化。 ・国务院反垄断委员会成员单位持续配备相关业务负责人员。
活动 [活动 1] 1-1 介绍日本反垄断法相关的法律、规则、指南。 1-2 对中国的反垄断法配套立法的制定提供必要的建议 [活动 2] 2-1 介绍公正交易委员会的审查程序、审查方法和行业研究方法。 2-2 面向商务部和地方商务主管部门开展日本企业并购反垄断审查的案例研修。 2-3 面向发改委和工商总局及其地方机构开展日本垄断协议和滥用市场支配地位调查技术的案例研修。 2-4 针对竞争政策等双方商定的问题开展课题研究。 [活动 3] 向国务院反垄断委员会成员单位介绍日本反垄断法律制度。	投入 (1)　日方 ・赴日进修 ・短期专家（内部研讨会、公开研讨会、国际研讨会专家） ・课题研究委托费用 (2)　中方 ・赴日进修（中国国内费用） ・内部研讨会、公开研讨会、国际研讨会召开费用（日方人员费用除外） ・课题研究委托费用		前提条件 中国反垄断法执法体系保持不变

附表II　暂定活动计划（PO）

反垄断法立法执法项目　合作期间：2012 年　月开始 3 年

		2012 年度				2013 年度				2014 年度				2015 年度	
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
成果 1	**为了促进遵循正当程序开展的透明、内外无区别的中国反垄断执法机构的配套立法能力得以提高。**														
活动 1-1	介绍日本反垄断法相关的法律、规则、指南。														
活动 1-2	对中国的反垄断法配套立法的制定提供必要的建议。														
成果 2	**为了促进遵循正当程序开展的透明、内外无区别的中国反垄断执法机构的执法能力得以提高。**														
活动 2-1	介绍公正交易委员会的审查体系、审查方法和行业研究方法。														
活动 2-2	面向商务部和地方商务主管部门开展日本企业并购反垄断审查的案例研修。														
活动 2-3	面向发改委和工商总局及其地方机构开展日本垄断协议和滥用市场支配地位调查技术的案例研修。														
活动 2-4	针对特定行业或者审查调查方法开展课题研究。														
成果 3	**国务院反垄断委员会成员单位对反垄断法和竞争政策的理解得以增进。**														
活动 3-1	向国务院反垄断委员会成员单位介绍日本反垄断法执法体系。														
下年度计划协商				▲				▲							
赴日进修				▲		■		□		□		■			
内部研讨会			▲		■		□		■		□		■		
高层会议				▲			▲					▲			
课题研究															
公开研讨会、国际研讨会															
终期评估													▲		

■经营者集中、□垄断协议及滥用市场支配地位、▲其他

附件 2　2012 年度活动计划（案）

	2012									2013		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
下年度计划协商									2013 年度计划协商			
赴日进修（国别进修）	2 月末 商务部提交进修需求 3 月末 人選終了		第 1 次赴日进修 (20 人)				课题别进修 (1 人)				2 月末 商务部提交进修需求	第 2 次赴日进修 (经营者集中) 2013 年 6 月左右
内部研讨会	2 月末 商务部提交专家申请表	第 1 次研讨会 (中日反垄断法执法概要) 同时作为赴日进修、共同研究的准备					10 月末 商务部提交研讨会主题				第 2 次研讨会 (经营者集中)	
司局级会议							第 1 次 (日本)					
课题研究		5 月末 双方提出研究课题方案	商议		敲定方针	公示	合同	委托研究				
公开研讨会、国际研讨会												

各手续截止期限（如果遇到国庆节、春节等长假，需要提前更长时间准备）

＜赴日进修＞　开始前 5 个月：商务部向 JICA 中国事务所提交进修需求主题及对日方的问题等。（日方讨论进修内容和日方接待单位等）

开始前 3 个月：商务部向科技部提交各进修生的申请表原件（将电子版或复印件发给 JICA 中国事务所）

＜研讨会＞　开始前 4 个月：商务部向 JICA 中国事务所提交研讨会主题及对日方专家的问题。

开始前 3 个月：商务部向科技部提交专家 A1 表格（将复印件发给 JICA 中国事务所。日方开展专家人选和派遣手续）

开始前 1 个月：JICA 中国事务所向商务部发送专家信息

开始前 3 周 ：　商务部向 JICA 中国事务所发送专家邀请函（申请公用签证）